

# 女性・平和・安全保障に関する行動計画

## 序 文

### 1. 国際平和と男女平等への取組

- (1) 1945 年、「一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各國の同権とに関する信念をあらためて確認し」<sup>1</sup>て、国連が設立された。国際の平和と安全の維持及び人権の尊重は、切り離すことのできない国連設立の理念である。
- (2) 国連は、1948 年に世界人権宣言を、1966 年に国際人権規約を採択し、また、1975 年を国際婦人年、1976 年から 1985 年までを国連婦人の 10 年として、男女平等への取組を進めてきた。1979 年に採択された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）は、その前文で、「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」<sup>2</sup>と規定している。さらに、1995 年の北京宣言及び行動綱領は、「女性と男性の平等は、人権の問題であり、社会正義への条件であり、また、平等、開発及び平和への必要かつ基本的な前提条件である」<sup>3</sup>ことを明確にするとともに、「紛争解決の意思決定レベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること」<sup>4</sup>を戦略目標に掲げた。
- (3) 我が国は、日本国憲法で、「わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」、また、「恒久の平和を念願し」、戦争を放棄して、平和国家としての歩みを進めてきた。日本国憲法が、基本的人権の尊重を中心理念とし、とりわけ、法の下の平等、家族における個人の尊厳と両性の平等を規定したことの意義は計り知れない。
- (4) 我が国は、男女平等の実現に向けた様々な取組を着実に進めてきており、1999 年には、男女共同参画社会基本法<sup>5</sup>を制定し、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っている。

### 2. 安保理決議第 1325 号の採抲とその意義

- (1) 1995 年の第 4 回世界女性会議において、各国が「女性の権利は人権である」ことを確信すると宣言<sup>6</sup>し、「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ」<sup>7</sup>として、北京宣言及び行動綱領を採択した。以来、国連を中心として、女性の権利の尊重、ジェンダー主流化<sup>8</sup>、女性のエンパワーメントなど女性の人権に係る取組が進められてきた。しかし、紛争の予防・解決や和

<sup>1</sup> 国際連合憲章前文

<sup>2</sup> 女子差別撤廃条約前文

<sup>3</sup> 北京行動綱領第 1 章 1

<sup>4</sup> 北京行動綱領・戦略目標 E-1

<sup>5</sup> 男女共同参画基本計画（第 1 次、第 2 次、第 3 次）<sup>6</sup> 第 4 回世界女性会議「北京宣言」  
(<http://www.un.org/womenwatch/daw/beijing/pdf/BDPfA%20E.pdf>) パラ 14

<sup>6</sup> 第 4 回世界女性会議「北京宣言」(<http://www.un.org/womenwatch/daw/beijing/pdf/BDPfA%20E.pdf>) パラ 14

<sup>7</sup> 北京行動綱領第 1 章パラグラフ 1

<sup>8</sup> あらゆる分野で男女平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、男女共同参画の視点を取り込むこと。

平プロセスへの女性の参画、紛争下の性別に基づく暴力からの女性・女児等の保護といった女性と平和・安全保障（WPS: Women, Peace and Security）に関して加盟国が取るべき具体的な行動を要請する国連安全保障理事会決議は採択されていなかった。

- (2) このような中、市民社会・NGO の強力な支援を得て、2000 年 10 月 31 日、国連安保理は、紛争下の女性をめぐる課題に焦点を当てた初めての決議である安保理決議第 1325 号を全会一致で採択した。この決議は、第 4 回世界女性会議以降、展開されたジェンダー主流化政策を反映して採択されたもので、その特徴は、女性を、受動的で脆弱な被害者としてではなく、紛争の予防・解決・平和構築のあらゆるレベルにおいて「積極的主体」として位置付けたことにある<sup>9</sup>。
- (3) その後も、決議 1325 を補完する形で、2008 年に決議 1820、2009 年に決議 1888 及び 1889、2010 年に決議 1960、2013 年に決議 2106、2122 が安保理で採択され、関連する安保理議長声明、国連事務総長報告を加え、女性・平和・安全保障（WPS）の分野で各国、国際社会がとるべき行動（WPS アジェンダ）の更なる具体化、整理が進められてきている。さらに、2013 年 10 月、女子差別撤廃委員会は、紛争予防、紛争下及び紛争後の社会における女性に関する一般意見第 30 号<sup>10</sup>を採択し、武力紛争だけではなく、国内の騒乱や緊急事態等を含む全ての状況における女性の人権の尊重を対象にするとともに、締約国に対し、女性・平和・安全保障に関する行動計画が女子差別撤廃条約に沿ったものであることや WPS アジェンダの実施において市民社会・NGO との協力を更に進めることが勧告している。
- (4) これら一連の決議等によって、決議 1325 に基づき加盟国が取り組むべき課題について、①紛争予防・平和構築・復興等の全てのプロセスにおけるあらゆるレベルの意思決定への女性の参加（エンパワーメント・参画）、②平和の維持・構築と紛争の予防及び紛争下の性別に基づく暴力と人権侵害の防止、③紛争下において性別に基づく暴力を受けた女性・女児等の保護・救済、④救援と復興における女性への配慮（人道・復興支援）の 4 つが、主要な柱として明確化されている。

### 3. 日本の取組

- (1) 日本は、戦後約 70 年間、「平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい」<sup>11</sup>との思いを堅く胸に刻み、紛争予防、国連平和維持活動（PKO）への協力を含む平和構築、女性のエンパワーメント等の分野での様々な支援等を実施してきた。また、国内においても戦後、新たな憲法の下での個人の尊重と法の下の平等を踏まえ、男女共同参画社会の形成に係る種々の施策を実施してきた。そして、1999 年には男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画基本計画を策定した。日本は、これらの過去の教訓、経験、実績を踏まえ、21 世紀こそ、女性に対する人権侵害、紛争下の性的暴力のない世紀とすべく、紛争の平和的解決と世界平和、各国との友好関係の構築、そして女性の人権に関する取組を続けていく考えであり、そのためには専門家（市民社会及び NGO の代表を含む）、とりわけ女性団体と協力して行動計画を策定し、実施して

<sup>9</sup> 国連憲章第 25 条は、「国際連合加盟国は、安全保障理事会の決定をこの憲章に従って受諾し且つ履行することに同意する。」と規定している。

<sup>10</sup> General recommendation No.30 on women in conflict prevention, conflict and post-conflict situations, Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW/C/GC/30)

<sup>11</sup> 日本国憲法前文

いく。

(2) 日本は、以下のとおり、既に決議 1325 の要請を様々な形で実施してきているが、女性・女児等の保護、ジェンダー主流化、意思決定への女性の参加促進の取組を一層進めていく必要がある。

- 「人々が自由と尊厳の内に生存し、貧困と絶望から免れて生きる権利。全ての人々、特に脆弱な人々は、全ての権利を享受し彼らの持つ人間としての可能性を開花させる機会を平等に有し、恐怖からの自由と欠乏からの自由を享受する権利を有する」<sup>12</sup>との人間の安全保障の理念に基づき、女性を含む個人に焦点を当てた支援を数多く実施してきた。
  - これまで ODA 大綱において「平和の構築」を重点課題と位置付け、紛争予防や紛争下の人道支援、紛争後の復興支援などを重点的に実施。2015 年 2 月に閣議決定された開発協力大綱においても、人間の安全保障の推進を基本方針の一つに掲げるとともに、「女性の参画の促進」を開発協力の実施上の原則の一つに定めている。
  - 1995 年に「女性と開発 (WID) イニシアティブ」、2005 年に「ジェンダーと開発 (GAD) イニシアティブ」を発表した。ODA のあらゆる段階にジェンダーの視点を盛り込み、男女平等と女性の地位向上に向けた支援を強化することを表明した。具体的には、紛争や災害下の緊急人道支援実施において女性を保護し、そのニーズに配慮したプロジェクトへの拠出を行い、紛争後の復旧・復興支援において女性の社会進出を促進するためのプロジェクトを数多く実施するなど、決議 1325 の具体化に寄与する多くの実績を積み上げてきている。
  - ODA のみならず、国連 PKO 等にも参加し、平和構築の現場における人的貢献を実施。自衛隊員など国連 PKO 等に参加する要員への派遣前教育や研修では女性への配慮や性的暴力などに関する教育を実施。我が国及び他国の PKO 等の要員やその他平和構築分野で活躍できる文民専門家等の育成・訓練において、女性への配慮や性的暴力等に関する講義を取り入れなどの取組を行い、人材の育成・能力強化を推進してきた。
- (3) 2013 年 9 月、日本は、国連総会において、「女性の輝く社会」の構築は世界に大きな活力をもたらすとの考え方の下、国際社会との協力や途上国支援を強化していくことを表明した。具体的には、日本は、①女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化、②国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化、③平和と安全保障の分野における女性の参画と保護、の 3 つの柱を立て取組を強化し、3 年間（2013～2015 年（暦年））で 30 億ドルを超す ODA を実施することとした。3 番目の柱は、まさに、本行動計画が対象としている分野であり、着実に実施していく。その一貫として、政府は 2014 年 9 月、関係団体と共に、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーを東京に招き、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(World Assembly for Women in Tokyo: WAW! Tokyo 2014) を主催し、女性・平和・安全保障に関するものを含め、女性の活躍促進のための取組について活発な議論・提案が行われた。
- (4) 日本は、2011 年の東日本大震災を始めとする大規模自然災害を数多く体験した。日本は、数々の自然災害を乗り越えてきた経験を基に、男女共同参画の視点を防災・復興のあらゆる段階に取り入れるべく、取組を強化している。国際的な文脈においても、2012 年 3 月には女性の

---

<sup>12</sup> 人間の安全保障に関する国連総会決議 (A/RES/66/290) 主文パラ 3 (a)

地位委員会（CSW）において「自然災害とジェンダー」に関する決議案の主提案国としてそのコンセンサス採択に尽力した。また、2012年7月に世界防災閣僚会議 in 東北を開催し、日本自ら防災分野で積極的な対外支援を行うことを表明した。さらに、2015年3月には第3回国連防災世界会議を仙台市で開催し、兵庫行動枠組みの後継枠組みを策定し、国際協力における防災の主流化にも貢献した。災害対応の現場は、平時の地域社会における人権尊重と女性のエンパワーメント・参画の度合いを反映し、女性が脆弱な立場に置かれれば一層人権侵害の対象となるという意味で、紛争下の女性をめぐる問題と共に存在する。日本の被災経験を男女共同参画の視点から世界に共有する。

#### 4. 行動計画に関する基本的考え方

(1) 本行動計画は、安保理決議1325及び関連決議等による安保理の要請を踏まえ、日本政府の紛争予防、国際平和協力活動（PKO）への参加を含む平和構築、女性のエンパワーメント等の分野での様々な支援に関する政策や取組を男女共同参画の観点から捉え直し、さらには今後実施すべき取組を明確化することで、既存の政策や取組を補強する意義を有する。本行動計画の実施は、開発協力大綱、国際平和協力法など関連の法令及び政策、更には女子差別撤廃条約など人権諸条約や北京宣言及び行動綱領といった関連する条約・国際規範、国際的基準と整合的な形で行われるべきである。

特に紛争の予防・解決・平和構築のあらゆる意思決定レベルにおける女性の積極的な参加拡大に留意する。なお、女性・女児は均一的な存在ではなく、様々な特性のために、その中でも、より一層差別や暴力にさらされやすくなる者があることに留意する必要がある。特に、武力紛争及び緊張の高まりにより難民・国内避難民化した者や、各国の民族的・宗教的・言語的少数者、障害者、高齢者、保護者のいない子ども、女性世帯主世帯、性的少数者などの集団が持つ多様かつ固有のニーズと脆弱性を考慮して、本行動計画を実施すべきである。さらに、その実施に当たっては、人間の安全保障が果たし得る役割の大きさに着目する。女性の積極的な参画を求める安保理決議1325の要請は、人間の安全保障の考え方と軌を一にしている。

- (2) また、本行動計画の策定・実施は、憲法の下での基本的人権の尊重と国際協調主義に基づき、日本の平和国家としての歩みを反映すべきである。その際、一層のグローバル化が進む国際社会においては、各國が力を結集して課題に取り組む必要があることを念頭に、日本は、国内外において戦争だけでなく、貧困や搾取、差別や暴力のない社会を目指して、具体的な行動を通じ、国際社会の平和・安定・繁栄の確保にこれまで以上に積極的に貢献していく。
- (3) 女性の権利の保護・尊重は、国内府省庁が主導することは勿論のこと、国連機関、地方自治体、市民社会・NGOとの協力があつて初めて達成可能となる。本行動計画の策定に当たっては、国内外の市民社会・NGOとの意見交換やUN Womenなどの国連機関との対話など、多様な関係者の意見を聴取し、その意見を反映した。その実施に当たっても、多様な関係者により多くの好事例が生み出されるよう、これら関係者との対話と協力を引き続き重視していく。
- (4) 本行動計画の実施を測定するため、実施状況をフォローアップするために参考となる指標を可能な限り導入する。同時に、適切な財源確保に努める。本行動計画策定後、これらの参考指標も踏まえ、実施状況のモニタリングを専門家（市民社会及びNGOの代表を含む）も参画する枠組みの下で隨時行うとともに、実施状況報告書を毎年作成する。それらを踏まえ、

3年後を目途に計画の見直しを行う。

## 5. 行動計画の構成と各柱の大目標

- (1) 本行動計画の構成については、参画、予防、保護、人道・復興支援、モニタリング・評価・見直しの枠組みの5本柱に沿って整理している。具体的には、紛争予防・平和構築・復興等のプロセスへの女性の参加は、根幹となる柱であり、まずこれに触れる。その際、参画は、予防、保護、人道・復興支援の全ての分野にかかわることから、それぞれの分野ごとに取組を整理する。次に、紛争及び災害に関連して、紛争下及び紛争後の女性・女児等への暴力を含む人権侵害の予防、紛争や災害の発生後の緊急支援の段階における暴力を含む人権侵害を受けた女性及び女児等の保護、女性に配慮した人道・復興支援の3つの柱についての取組を挙げる。
- (2) また、対外的な取組は、国内的取組と連携して実施されるべきであり、それぞれの柱においては、対外的な取組と共に、日本国内における本行動計画に関する措置及び努力についても取り上げる。
- (3) 本行動計画は個々の取組を通じて実施されていくが、その際には、各柱ごとに以下の目標の実現を目指す。

- 参画：  
平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するため、同分野のあらゆる段階における女性の平等な参画を確保する。
- 予防：  
紛争の予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定において、女性の参加と指導的役割を促進すると同時に、男女共同参画の視点を強化する。
- 保護：  
紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女児等を含む多様な受益者が、暴力等の人権侵害にさらされないようにする。
- 人道・復興支援：  
女性・女児等の固有の状況・ニーズを反映し、女性のエンパワーメントを促進し、また、女性の参画が確保された形で人道・復興支援を実施する。
- モニタリング・評価・見直しの枠組み：  
行動計画のモニタリング・評価・見直しを適切なタイミングで効果的に実施するための枠組みを構築し、行動計画を定期的に改定する。

## 日本が実施する具体的な施策

### I. 参 画

<b>大目標</b>	平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するため、同分野のあらゆる段階における女性の平等な参画を確保する。			
<b>意義と狙い</b>	安保理決議 1325 及び関連決議等の実施の中心課題であるジェンダー主流化を実現するため、日本が行う諸活動において、あらゆる段階で女性の参画を確保し、女性に対する配慮が確実に反映されるようする。また、紛争解決、和解、平和構築の主要当事者である女性が、これらのプロセスのあらゆる段階の意思決定に平等に参加できるよう、国際協力を通して積極的に支援していく。その際、マイノリティ女性、女性世帯主世帯、障害を持つ女性など、社会的に脆弱な立場に置かれた女性にも留意する。国内の安全保障・外交におけるジェンダー主流化、女性の参画促進も、男女共同参画基本計画と連動して着実に進める。			
<b>目標 1</b>	紛争予防・再発防止に関わる意思決定に女性が積極的な役割を果たすとともに、女性に対する配慮が反映されるようになる。			
	<b>具体策 1</b>	紛争予防・再発防止に 関連する事業の計 画・モニタリング・評 価の各段階で女性に 配慮するとともに、女 性・女児等の参画を確 保。	〈指標 1〉 男女別の分析を計画、実施、評価の各段階で行った事業の実施状況。 〈指標 2〉 女性・女児等の参画の状況。	外務省 JICA
	<b>具体策 2</b>	女性に配慮した国連 PKO 等の平和構築活 動への協力。	〈指標 1〉 女性に配慮した活動の状況。 〈指標 2〉 国連 PKO 等における女性をめぐる課題に関する専門家や担当者の派遣状況。	内閣府国際 平和協力本 部事務局 外務省 防衛省
	<b>具体策 3</b>	女性に配慮した法律 及び制度、及びその運 用並びに司法アクセスの改善を支援。	〈指標 1〉 当該支援の実施状況。	外務省 JICA
	<b>具体策 4</b>	支援対象国の女性が 平和構築の活動に積 極的な役割を果たす よう支援。	〈指標 1〉 政府、JICA による直接支援の実施状況。 〈指標 2〉 当該支援を行う NGO への支援の好事例。	外務省 JICA
	<b>具体策 5</b>	国連平和構築基金 (PBF)の女性関連プロ ジェクト拠出目標 (15%)が達成されるよ う、主要ドナー議長国 としてイニシアティブをとる。	〈指標 1〉 女性関連プロジェクトへの拠出金額と割合。	外務省
<b>目標 2</b>	<b>和平プロセスへの女性の参画が高まる。</b>			
	<b>具体策 1</b>	和平プロセスに重要 な役割を果たし得る 紛争地域の女性団体 を支援。	〈指標 1〉 当該女性団体への支援状況。	外務省 JICA

	<b>具体策2</b>	日本が関与する和平関連会議（紛争地域の復興支援会議を含む。）に紛争地域の女性代表の参加を確保。	〈指標1〉当該女性の参加状況。	外務省 JICA
<b>目標3</b>	人道・復興支援に関する意思決定に女性に対する配慮が反映される。女性が積極的な役割を果たすことができるようになる。			
	<b>具体策1</b>	人道・復興支援事業の計画策定において女性の参画を確保。	〈指標1〉計画策定の意思決定への女性の参加促進の状況。 〈指標2〉支援事業に関して我が国から派遣される女性の派遣状況。	外務省 JICA
	<b>具体策2</b>	選挙監視団の派遣を含む民主化支援活動への女性の参画を確保。	〈指標1〉女性の選挙人名簿登録の推進、選挙委員会への女性の参画を推進する事業の実施状況。 〈指標2〉我が国の選挙監視団等、選挙を支援する要員のうち女性の人数と割合。そのうち管理職の人数と割合。	内閣府国際平和協力本部事務局 外務省 JICA
	<b>具体策3</b>	災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保。	〈指標1〉災害復興・防災支援事業と女性の問題に関する担当者の特定。 〈指標2〉被援助国の実施機関や受益者コミュニティの意思決定に関わる女性の参加促進の状況。	外務省 JICA
	<b>具体策4</b>	国内の災害対応において、防災計画、災害対策基本法、男女共同参画基本計画と整合性を保つつつ、女性の意思決定及び事業実施への参加を確保。	〈指標1〉地方防災会議の委員における女性の人数と割合。 〈指標2〉災害後の避難所運営における全ての段階の意思決定に女性が参加することを明記したマニュアルの好事例の周知。 〈指標3〉災害対応に従事する職員に対する研修受講者の男女の数と割合。 〈指標4〉東日本大震災に係る男女共同参画の視点からの復興に関する好事例の収集・公表及び浸透活動状況。 〈指標5〉防災対策に携わる職員における男女の数と割合。	内閣府防災担当・男女共同参画局 復興庁 消防庁
<b>目標4</b>	国内において、外交・安全保障政策にかかる意思決定に男女共同参画の視点が導入され、意思決定レベルを含め、女性の参画が高まる。			
	<b>具体策1</b>	日本人女性が国連等の国際機関、や国連ミッション等のポストに就くよう積極的に支援。特に幹部への登用を促進。	〈指標1〉国際機関等に就職した日本人女性の数と日本人職員全体に占める割合。	外務省

	<b>具体策2</b>	安保理決議 1325 及び 関連決議等の実施に 当たり、ジェンダー主 流化、女性の参画を推 進する部署の設置を含 む体制を整備。	〈指標1〉当該部署の設置状況と活動状況（人員体制を含む）。 〈指標2〉その他体制の整備状況（専門の担当者の配置等）。 〈指標3〉専門官制度の設立等人事上の措置の状況。	内閣府 警察庁 外務省 防衛省 JICA
	<b>具体策3</b>	男女共同参画の視点 を有する人材の育成。	〈指標1〉職員に対する女性をめぐる課題に関する研修（行動計画に関するものを含む。）の実施状況（受講者数、研修内容等）。	内閣府国際 平和協力本 部事務局 警察庁 外務省 防衛省 JICA
	<b>具体策4</b>	安保理決議 1325、行動 計画の周知広報。	〈指標1〉当該周知広報の状況。	外務省 等
	<b>具体策5</b>	和平関連会議（紛争地 域の復興支援会議を 含む。）に参加する日 本代表団への女性の 参加を高める。	〈指標1〉当該日本代表団に参加した女 性の人数・割合。そのうち指導的な立場 にいる女性の人数と割合。 〈指標2〉男女共同参画の視点を持つ國 内の官民専門家リストの作成状況。	外務省 JICA
	<b>具体策6</b>	適材適所の要員選考 や志願状況を踏まえ、 国連PKO又は二国間 協力等のミッション に女性要員を積極的 に派遣。	〈指標1〉PKO又は二国間協力等のミッ ションに派遣された女性の派遣状況（数 と当該ミッション全体の人数に占める割 合等）。 〈指標2〉安保理決議 1325 及び関連決議 等の実施に關係する事業のミッションに 派遣された女性の派遣状況（数と当該ミ ッション全体の人数に占める割合等）。	内閣府国際 平和協力本 部事務局 警察庁 外務省 防衛省 JICA

## II. 予防

<b>大目標</b>	紛争の予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定において、女性の参加と指導的役割を促進すると同時に、男女共同参画の視点を導入し強化する。			
<b>意義と狙い</b>	<p>武力紛争及び緊張の高まりが男女に与える異なる影響を認識し、男女共同参画の視点から紛争の予防・管理・解決を支援する。</p> <p>紛争の予防・管理・解決において女性が果たす役割を認識し、女性の平等な参加と指導的役割を促進する。</p> <p>国家間の緊張を緩和し、友好関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進することを目的とした女性の活動を促進する。</p> <p>武力紛争及び緊張の高まりにより難民・国内避難民化した者や、女性・女児を中心とした脆弱性の高い多様な受益者（特に民族的・宗教的・言語的少数者、障害者、高齢者、保護者のいない子ども、女性世帯主世帯、性的少数者など。以下「女性・女児等」という。）が紛争予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定から疎外されず、参加できるような包摂的（inclusive）な支援を促進する。</p>			
<b>目標 1</b>	紛争予防において女性の参加を促進して、早期警戒・早期対応メカニズムに男女共同参画の視点を導入する。			
	<b>具体策 1</b>	女性をめぐる課題に配慮した統計や分析手法を紛争分析に導入。	<p>〈指標 1〉 各国・地域の情勢分析への男女別の分析の導入状況（我が国が行う情勢分析への男女共同参画の視点の導入）。</p> <p>〈指標 2〉 紛争国・紛争経験国でのODA事業における男女別の分析の導入状況。</p>	外務省 JICA
	<b>具体策 2</b>	紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析において、女性をめぐる課題に配慮する。	<p>〈指標 1〉 紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析における女性への配慮状況。</p> <p>〈指標 2〉 紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析における女性の参加状況。</p>	外務省 JICA
	<b>具体策 3</b>	早期警戒・早期対応メカニズムへの女性の参加。	〈指標 1〉 早期警戒・早期対応メカニズムの構築・運営への女性の参加状況。	外務省 JICA
	<b>具体策 4</b>	信頼醸成活動への女性の参加。	〈指標 1〉 女性が参加する信頼醸成を目的とする事業の実施状況（文化・学術・スポーツ交流、植林・環境保護等）。	外務省 JICA
<b>目標 2</b>	紛争の影響下にある社会での紛争管理において、女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるようにする。			
	<b>具体策 1</b>	紛争の影響下にある社会における性別に基づく暴力等のリスク分析とリスク軽減措置。	<p>〈指標 1〉 ODA事業のうち、紛争国・紛争経験国における性別に基づく暴力等の予防を目的とする事業の実施状況と女性の参加状況。</p> <p>〈指標 2〉 特に脆弱な状況にある難民・国内避難民向けの性別に基づく暴力等の予防を含む事業の実施状況と女性の参加状況。</p>	外務省 JICA
	<b>具体策 2</b>	紛争とその影響を拡大させないための草	〈指標 1〉 当該活動における女性の指導的役割の実現に向けた支援の実施状況。	外務省 JICA

		の根レベルの活動に女性が参加し、指導的役割を担う。		
目標3	紛争解決における女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるよう支援し、和平プロセスに男女共同参画の視点を反映させる。			
	具体策1	日本が関わる和平交渉のプロセスや意思決定に、公式・非公式を問わず、女性が参加して、指導的役割を担う。	〈指標1〉 日本が関わる和平交渉のプロセスへの女性の参加状況。 〈指標2〉 上記のうち女性が指導的役割を果たした事例。 〈指標3〉 帰還する難民・国内避難民、(特に女性・女児) のニーズの交渉への反映状況。	外務省
	具体策2	性別に基づく暴力等への対応・予防を含め、日本が関わる和平プロセスに男女共同参画の視点を反映。	〈指標1〉 日本が関わる和平プロセスへの男女共同参画の視点の反映状況。 〈指標2〉 上記のうち性別に基づく暴力等への対応・予防の考慮状況。	外務省
	具体策3	高度な紛争解決スキル(交渉・調停・仲介)を持った女性の育成。	〈指標1〉 国内外の教育機関等における紛争解決スキル向上に資する研修への女性の参加状況。	外務省 JICA
	具体策4	紛争解決に女性が貢献した事例の調査・研究を通じた教訓や成功要因の抽出。	〈指標1〉 紛争解決と女性に関する事例調査・研究の実施状況。	外務省 JICA
目標4	男女共同参画の視点を取り入れた紛争再発予防の取組を支援する。			
	具体策1	ジェンダー主流化と男女共同参画の視点を取り入れた警察改革を支援(女性の参画の確保、男女別分析、ニーズ対応等を含む。)。	〈指標1〉 海外治安機関に対する女性をめぐる課題に関する教育の実施状況。 〈指標2〉 研修など女性警察官への支援状況。 〈指標3〉 女性をめぐる課題の研修、性別に基づく暴力への対応に関する研修等(専門の特別ユニットの設置等を含む)への支援状況。	警察庁 外務省 JICA
	具体策2	男女共同参画の視点を取り入れ、ジェンダー主流化を促進する効果のある司法部門の能力強化を支援。	〈指標1〉 現地の司法機関による安保理決議1325の趣旨に沿った指針(ガイドライン)や計画作成への支援状況。 〈指標2〉 女性法曹への支援状況。 〈指標3〉 男女平等を促進する効果のある法制度整備の支援状況。	法務省 外務省 JICA
	具体策3	男女共同参画の視点とジェンダー主流化を取り入れたコミュニティの再建(リハビリテーション)支援。	〈指標1〉 コミュニティ開発事業(再建)における女性に対する配慮の状況。	外務省 JICA

	<b>具体策 4</b>	男女共同参画の視点を取り入れた小型武器管理支援。	〈指標 1〉 小型武器問題への対応における女性に対する配慮の状況。	外務省
	<b>具体策 5</b>	男女共同参画の視点を取り入れた人身取引対策（被害者保護、加害者の訴追及び防止）支援。	〈指標 1〉 男女共同参画の視点を取り入れた人身取引対策（法制度整備、治安・法執行機関への研修等）への支援状況。 〈指標 2〉 我が国の支援に關係する機関における女性の被害者保護担当官の採用状況。 〈指標 3〉 治安・法執行機関部門（軍隊、警察、裁判所等）を対象とする人身取引被害者対策の研修への支援状況。	外務省 JICA
	<b>具体策 6</b>	男女別の分析や安保理決議 1325 実施の視点を取り入れた和解に向けた社会変革の過程における支援。	〈指標 1〉 政府や地方の機関による和解プロセスにおける安保理決議 1325 実施のための指針（ガイドライン）や計画作成への支援状況。 〈指標 2〉 我が国の支援が關係する和解プロセスへの女性専門家の参加状況。	外務省 JICA
	<b>具体策 7</b>	女性の地位向上や男女共参画の視点を取り入れた海外の教育の支援。	〈指標 1〉 日本が支援する平和教育活動に女性の地位向上や男女共同参画の視点が取り入れられている事例の有無（支援例がある場合は、支援に關係する関係省庁における安保理決議 1325 実施のための指針の有無を含む。）。 〈指標 2〉 日本の支援により作成された、平和教育カリキュラムの女性の地位向上や男女共同参画への配慮の状況。	外務省 JICA
<b>目標 5</b>	平和維持活動や平和支援活動、平和構築活動への女性の参加を促進し、女性が指導的役割を担えるよう支援して、PKO 要員等の平和支援活動要員による性的搾取・虐待（SEA）や性別に基づく暴力等の予防・対応能力を強化する。			
	<b>具体策</b>	PKO 要員等による女性に対する暴力等の予防・対応能力を強化。	〈指標 1〉 PKO 要員等派遣前研修の実施状況。 〈指標 2〉 PKO 要員等派遣前研修以外の自衛隊の教育課程における関連教育の実施状況。 〈指標 3〉 警察官や文民専門家への関連教育の実施状況。	内閣府国際平和協力本部事務局 警察庁 外務省 防衛省
<b>目標 6</b>	国家間の緊張を緩和し、友好関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進する。また、その目的のため、国内における女性、市民社会・NGO の活動を促進する。			
	<b>具体策 1</b>	緊張緩和と紛争予防に向けた女性の平和のための交流、研究活動等への支援。	〈指標 1〉 国家間の緊張緩和、友好関係の構築、武力によらない紛争解決等を目的とした女性を主体とする民間活動への支援状況。	外務省 JICA
	<b>具体策 2</b>	安保理決議 1325 実施に向けた国際協力の促進。	〈指標 1〉 当該国際協力の状況。	外務省
	<b>具体策 3</b>	国内において、平和教育を促進。	〈指標 1〉 平和教育に関する施策の実施状況。 〈指標 2〉 平和教育のための民間活動への支援状況。	外務省 文科省

### III. 保護

<b>大目標</b>	紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女児等を含む多様な受益者が、性別に基づく暴力等の人権侵害にさらされないようにする。		
<b>意義と狙い</b>	特に、人道上の危機的状況下においては、レイプなどの性暴力、ドメスティック・バイオレンス、性的搾取（支援へのアクセスの見返りとして性的サービスの提供を求められる等）、人身取引など、性別に基づく暴力の危険が高まることが指摘されており、女性・女児等に対する包括的な保護の確保が急務である。その際、性別に基づく暴力はしばしば報告されないこと、危機的状況が過ぎた後も加害者の訴追・処罰や被害者の救済が行われないことが多いこと、また、性別に基づく暴力の背景には性別に基づく規範・役割分担、男女間の不平等や法制度の不備があること、さらに、暴力の被害者の圧倒的多数は女性・女児であるが、男性・男児や性的少数者等も被害に遭っていること、これらは時に女性・女児に対する暴力よりも報告・対応されにくいことを考慮する必要がある。国内の施策については、男女共同参画基本計画と連動して着実に進める。		
<b>目標 1</b>	人道上の危機的状況下における性別に基づく暴力の被害者に対し、身体的・医療的・社会心理的・法的・経済的支援を含む包括的な支援が提供される。		
<b>具体策 1</b>	性別に基づく暴力の被害者に包括的な支援を提供するための体制強化・報告の徹底。	〈指標 1〉 性別に基づく暴力への対応に関する既存の Standard Operation Procedure (SOP) 等を活用した PKO 等の平和構築活動や緊急・人道支援を実施する際の性別に基づく暴力への対応組織との連絡体制の確立、対応状況。 〈指標 2〉 シェルターの提供等性別に基づく暴力の被害者支援を実施する NGO 等への支援の実施状況。	外務省 JICA
<b>具体策 2</b>	国連 PKO 等の平和構築活動や災害派遣、途上国支援事業に従事する職員・隊員の研修。	〈指標 1〉 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点を含む性別に基づく暴力への対応に関する研修の実施状況（参加者数、研修内容等）。 〈指標 2〉 医療関係者への性別に基づく暴力対応、特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する訓練を支援する NGO 等への支援の実施状況。	内閣府国際平和協力本部事務局、 警察庁 外務省 防衛省 JICA
<b>具体策 3</b>	性別に基づく暴力の被害者に対する移行期の（又は中長期的な）支援。	〈指標 1〉 紛争や大規模災害後に、性別に基づく暴力の被害者の中長期的なリハビリテーション（医療的・社会心理的・経済的支援を含む）を支援する事業の実施状況。	外務省 JICA
<b>具体策 4</b>	国連 PKO 等の平和構築活動や途上国支援事業に従事する文民たる職員・隊員による性別に基づく暴力の予防。	〈指標 1〉 派遣される職員・隊員に対する国際的な行動規範の周知・徹底の状況。 〈指標 2〉 我が国の職員・隊員が加害者となった性別に基づく暴力の被害件数と経過内容の報告（国連 PKO 局提出統計に準ずる）。	内閣府国際平和協力本部事務局 外務省 JICA

	<b>具体策5</b>	国連等による紛争下における性別に基づく暴力関連活動への支援。	〈指標1〉 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所、UN Women、国連機関その他の国際機関への支援状況。	外務省
<b>目標2</b>	人道上の危機的状況下における性別に基づく暴力等のリスクが低減され、予防される。			
	<b>具体策1</b>	現地での初動対応、展開、モニタリング体制の整備支援。	〈指標1〉 現地で初動対応、展開、モニタリング体制の整備に従事する団体への支援状況。	外務省 JICA
	<b>具体策2</b>	水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の企画・立案の際の性別に基づく暴力リスク分析。	〈指標1〉 当該事業における性別に基づく暴力リスク分析の状況。	外務省 JICA
	<b>具体策3</b>	女性・女児(特にマイノリティ女性、寡婦等)を対象とする経済的・社会的エンパワーメント支援。	〈指標1〉 当該支援事業の支援状況(好事例を含む)。	外務省 JICA
	<b>具体策4</b>	コミュニティの参加・動員による性別に基づく暴力の根絶及び男女平等促進プログラムの支援。	〈指標1〉 当該支援事業の支援状況(好事例を含む)。	外務省 JICA
	<b>具体策5</b>	不正な小型武器の取引に対する女性に対する配慮を取り入れた国際的な規制を強化。	〈指標1〉 小型武器に関する国連総会決議の状況(我が国の取組を含む)。 〈指標2〉 武器貿易条約の実施状況。	外務省
<b>目標3</b>	難民・国内避難民の保護及び支援に男女共同参画の視点が反映され、性別に基づく暴力が防止される。			
	<b>具体策1</b>	難民・国内避難民支援に携わる要員の訓練。	〈指標1〉 関係国際機関における性別に基づく暴力に関する訓練への支援状況。	外務省
	<b>具体策2</b>	緊急支援における難民・国内避難民の登録作業において、女性・女児等を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズを特定し記録する。	〈指標1〉 被支援者の難民の登録作業が(世帯ではなく)個人ベースで行われている状況。 〈指標2〉 上記登録において性別、年齢、世帯の構成、特定のニーズ等の記録状況。	外務省 JICA
	<b>具体策3</b>	水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援	〈指標1〉 既存の男女共同参画の視点を盛り込んだ人道支援運営国際基準(スフィア・スタンダード等)の導入状況。	外務省

		物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の立案・実施の際に性別に基づく暴力の予防及び対応の視点を確保。	〈指標2〉 難民キャンプや避難所における保護支援活動の実施の意思決定への女性の参加状況。	
	具体策4	難民・国内避難民とホスト・コミュニティ双方を対象とした保護支援活動を通して、両者間の緊張関係を緩和し、コミュニティの動員を通して、女性・女児等の生活環境の改善に向けた包摂的な支援を実施。	〈指標1〉 難民・国内避難民の保護支援計画を策定する際の、ホスト・コミュニティを含めた包摂的な人道支援の状況。 〈指標2〉 保護支援計画を策定する際に、難民・国内避難民とホスト・コミュニティ双方の(女性の)代表を含める。	外務省 JICA
	具体策5	日本に保護を求める難民への包括的保護制度の確立の検討。	〈指標1〉 女性が収容された場合の女性特有のニーズやリスクへの対応の状況。 〈指標2〉 難民認定に携わる政府職員への性別に基づく暴力等に係る研修の件数、及び受講者数。	法務省
目標4	派遣要員等による性別に基づく暴力を防止し、加害者に対し適切な捜査・処罰が行われる。			
	具体策1	国連PKO活動に派遣される派遣要員による性別に基づく暴力の予防。	〈指標1〉 派遣前の性別に基づく暴力に関する研修の実施状況。 〈指標2〉 国連PKO派遣の際の性別に基づく暴力への対応担当者の配置。 〈指標3〉 国連PKO局等が主催する紛争下における女性・女児等に関連する訓練課程への日本人参加数。	内閣府国際平和協力本部事務局 外務省 防衛省
	具体策2	PKO要員の訓練への支援。	〈指標1〉 性別に基づく暴力等関連の講師のPKO訓練センターへの派遣数、アジアやアフリカのPKO訓練センターへの資金拠出額。	外務省
	具体策3	派遣時に性別に基づく暴力の加害があつた場合の訴追・処罰メカニズムの確立。	〈指標1〉 苦情申し立て窓口の設置及び報告件数と対応状況。 〈指標2〉 性別に基づく暴力等の加害者及び苦情申立て者に対するハラスメントを厳重に処罰するポリシーの公表と遵守。	内閣府国際平和協力本部事務局 外務省 防衛省
	具体策4	性別に基づく暴力の不処罰の終焉に向けた国際社会の取組に積極的に関与。	〈指標1〉 女性に対する暴力撤廃決議等、国連総会、人権理事会や安保理における関連決議その他国際的な取組への対応状況。	外務省
	具体策5	UN Women、紛争下の性的暴力担当国連事	〈指標1〉 人的・財政的貢献の状況。	外務省

		務総長特別代表や国際刑事裁判所（ICC）等に対する人的・財政的貢献。		
目標5	紛争下及び紛争後における武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、司法制度を含む治安部門改革（SSR）を支援する。			
	具体策1	紛争後の元兵士（子ども兵を含む。）の武装解除への女性・女児の保護の視点の導入。除隊後の社会復帰のための事業への男女共同参画の視点の導入。	〈指標1〉女性・女児の保護の観点が導入されたDDRの支援状況。 〈指標2〉元兵士の社会復帰事業における女性・女児等の特定のニーズに対応した事業の実施状況。	外務省 JICA
	具体策2	男女共同参画の視点から法律や制度の構築及び運用を支援し、司法へのアクセスを改善。	〈指標1〉性別に基づく暴力に係る法整備支援事業の実施状況。	外務省 JICA
	具体策3	不処罰の終焉のための研修、啓発事業等への支援。	〈指標1〉啓発支援事業の実施状況。 〈指標2〉法務関係者（裁判官を含む）・現地警察及び軍への女性登用のために提供された支援の実施状況。 〈指標3〉法務関係者（裁判官を含む）・現地警察及び軍に対する研修の支援状況。	警察庁 外務省 JICA
	具体策4	人道上の危機的状況後の性別に基づく暴力の報告制度構築の支援。	〈指標1〉当該支援の実施状況。	外務省 JICA

#### IV. 人道・復興支援

<b>大目標</b>	女性・女児等の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワーメントが促進され、また、女性の参画が確保された形で人道・復興支援が実施される。		
<b>意義と狙い</b>	<p>紛争や災害発生時には、難民や国内避難民が発生し、また、その場で救援を待つ者が存在する。そのような状況下では、家族、コミュニティ等の既存の保護の仕組みは失われ、リスクや窮屈の度合いが高まるなどを念頭に置き、速やかに緊急人道支援を行う必要がある。その際には、女性・女児等の固有の状況・ニーズと権利の確保に対処することが肝要である。また、支援の実施に当たっては、種々のガイドライン<sup>13</sup>に沿って他の支援国とも協調することで受入国側の負担を軽減する取組が求められる。</p> <p>さらに、紛争・災害後の人道・復興支援においては、援助側、被援助側双方で、初動調査、計画策定、実施、モニタリング・評価等、全ての過程で女性の意思決定への参加を確保するとともに、女性のエンパワーメントを行い、男女平等が確保されるよう配慮することが重要である。</p>		
<b>目標 1</b>	【緊急人道支援期】紛争下や紛争・災害の直後等の緊急人道支援の段階では、女性・女児等が特に脆弱な状況に置かれることに留意し、支援活動を計画・実施する。		
	<b>具体策 1 【初動調査】</b>	緊急支援や人道支援を計画・実施する際、可能な範囲での性別・年齢層別の情報収集、女性・女児等の固有の状況・ニーズの把握。	〈指標 1〉性別・年齢層別のニーズ、特に女性・女児等の固有の状況・ニーズ等に配慮した支援の好事例の特定と周知状況。 〈指標 2〉国際機関からの報告書における女性に対する配慮の状況。
	<b>具体策 2 【計画立案】</b>	女性・女児等の固有の状況・ニーズを反映した事業形成。	〈指標 1〉計画立案における女性に対する配慮の状況。 〈指標 2〉キャンプ、避難所その他設営（シェルター、給水所、トイレ設置等）を構成要素とする事業のうち、女性・女児等の固有の状況・ニーズに係る配慮の状況。
	<b>具体策 3 【実施・制度構築】</b>	食料等配給事業、シェルタ一配布事業、給水と衛生事業等において周縁化された女性・女児等が保護され、公平に支援を受けられる仕組みの構築。	〈指標 1〉受益者側の女性による支援活動への関与状況。 〈指標 2〉物資配布（日用品・衛生用品、食料、シェルター、衣類等）や給水などにおいて、女性・女児等の固有の状況・ニーズへの配慮の状況。
	<b>具体策 4 【登録】</b>	緊急支援における受益者の登録作業において、女性・女児を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズの特定と記録。	〈指標 1〉受益者の登録が世帯単位ではなく、個人単位で実施されている事業・活動の実施状況。 〈指標 2〉登録において性別、年齢、世帯の構成、固有の保護・支援ニーズ等が記録されている事業・活動の実施状況。

<sup>13</sup> スフィア・プロジェクト（注「人道憲章と人道対応に関する最低基準」）、HAP 基準（Humanitarian Accountability Partnership、注「人道支援の品質管理と説明責任に関する国際基準」）、Inter-agency Network for Education in Emergency（注「教育ミニマムスタンダード（緊急時の教育のための最低基準）」）による緊急時の教育のため最低基準など。

	<b>具体策5</b> 【性別に基づく暴力等の防止・対策・保護】	女性・女児等に対する性別に基づく暴力等の防止・対策・保護への取組の支援。	〈指標1〉 被援助国の機関・組織における派遣要員に対する性別に基づく暴力等の予防や対策についての研修支援状況。 〈指標2〉 性別に基づく暴力等の被害者救済のメカニズムの被援助国内(関係機関及び受益者)への事前の周知の支援状況。 〈指標3〉 我が国が関与する支援事業・活動における、キャンプ・避難所設営の際の、性別に基づく暴力等の被害者のニーズに対する配慮状況。	JICA
目標2	【移行期】女性・女児等が支援から取り残されないよう、緊急人道支援から復興支援への継ぎ目のない移行期の支援の重要性に留意する。女性・女児等の固有の状況・ニーズを考慮し、女性の安全を確保した上で、女性のエンパワーメントの向上や経済的自立に取り組む。資金の調達及び配分のギャップにより、女性・女児等が復興プロセスから疎外されることがないようにする。			
	<b>具体策1</b> 【資金の確保】	女性・女児等の脆弱層への支援及びジェンダー主流化を進める事業への支援。	〈指標1〉 女性に配慮した事業の実施状況。 〈指標2〉 女性・女児等の経済的自立を促進するためのエンパワーメントの向上を支援する事業の好事例の特定と周知。 〈指標3〉 女性の雇用創出・収入向上・就労支援等の事業の好事例の特定と周知。雇用における平等を支援する事業の好事例の特定と周知。	外務省 JICA
	<b>具体策2</b> 【固有の状況・ニーズの反映】	事業計画の企画・立案・実施に、女性・女児等の固有の状況・ニーズを反映。	〈指標1〉 我が国が関与する支援事業において、企画・立案・実施に関する受益者の声の反映状況。	外務省 JICA
目標3	【復興期】紛争や災害後の難民や国内避難民の帰還・再統合支援を含む復興支援事業の計画策定・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセスを通じて男女共同参画の視点を取り入れ、女性・女児等の権利の促進、男女平等と公平性が実現されることによって、支援の効果が向上する。			
	<b>具体策1</b> 【計画策定】	事業の計画策定への男女共同参画の視点の導入。	〈指標1〉 女性・女児を主な裨益対象とした事業の支援実施状況。 〈指標2〉 女性に配慮した事業の支援実施状況。 〈指標3〉 計画策定に従事する女性スタッフの配置状況。 〈指標4〉 受益者の意見を計画に反映させる際の、女性・女児等の声を反映した好事例。	外務省 JICA

	<b>具体策2 【女性の参画】</b>	事業の実施における女性の参加の確保。	〈指標1〉 事業の実施に従事する女性スタッフの配置状況。	外務省 JICA
	<b>具体策3 【モニタリング】</b>	事業のモニタリング、評価への男女共同参画の視点の導入。	〈指標1〉 事業のモニタリングにおける女性の保護及び参画を踏まえた女性に対する配慮の実施状況。 〈指標2〉 事業の評価における女性の保護及び参画を踏まえた女性に対する配慮の実施状況。	外務省 JICA
	<b>具体策4 【実施・制度構築】</b>	事業全般に女性が積極的に参加できる仕組み（制度面・エンパワーメント）の構築。	〈指標1〉 我が国が実施する事業に女性が積極的に参加できる仕組みの好事例の特定と周知状況。 〈指標2〉 女性のエンパワーメント関連事業の実施状況。	外務省 JICA
	<b>具体策5 【男性・男児の関与】</b>	紛争・災害後の復興期の社会における男性・男児が直面する課題及びそれらの課題が男女間の関係性・性別に基づく暴力等の発生等に与える影響の調査への支援並びに男性・男児が性別に基づく暴力等の防止及び女性・女児等の支援に貢献する事業への支援。	〈指標1〉 性別に基づく暴力等の解決への取組として避難所等において男性・男児向けの教育・スポーツ・レクリエーション活動などを支援する事業の実施状況。 〈指標2〉 男性・男児が抱える悩みや相談を受けるカウンセラーや窓口の配置を支援する事業の実施状況。 〈指標3〉 男性の指導員(他の男性に対して性別に基づく暴力の防止・夫婦間の役割の分担やコミュニケーションの大切さ・育児への取組等を啓発する人)の育成を支援する事業の実施状況。	外務省 JICA
<b>目標4</b>	【重点課題】人道・復興支援を行うに当たっては、人間の安全保障に直結する保健医療、教育、農業、インフラ整備、武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、司法制度支援事業等の重点課題の解決を目指す。その際、女性・女児等のニーズが特に高い分野への支援を強化する。			
	<b>具体策1 【保健】</b>	女性、女児等が基礎的医療サービスを享受するよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保。女性・女児のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。	〈指標1〉 我が国が関与する支援事業について、分娩や周産期ケアに係る支援の好事例の特定と周知状況。 〈指標2〉 性感染症に関する支援事業の実施状況。 〈指標3〉 その他女性固有の健康上のニーズ(リプロダクティブヘルスなど)に特化した支援事業の実施状況。 〈指標4〉 我が国が関与する支援事業について、コミュニティ・ヘルスワーカーの育成計画等に係る支援の好事例の特定と周知状況。	外務省 JICA

			〈指標5〉 我が国が関与する支援事業について、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する研修の実施状況。	
	<b>具体策2 【教育1】</b>	紛争下においても学校教育及び学校外教育が継続されるための支援。 また、紛争時に教育を受けることができなかつた子ども、若者に対する教育機会の提供支援。	〈指標1〉 二国間、多国間、NGOを通じた支援の状況。 〈指標2〉 就学年齢を超えた子ども・若者も含め教育機会の提供を支援している事例の特定。	外務省 JICA
	<b>具体策3 【教育2】</b>	女性・女児に対する平等な教育を支援。	〈指標1〉 我が国が関与する事業について、女性・女児の進学率、識字率、就学率、修了率、女性教員の割合向上等に向けた男女間の格差是正に係る支援の状況。 〈指標2〉 我が国が関与する事業について、教育環境の女性・女児のニーズへの配慮状況。 〈指標3〉 我が国が関与する事業について、職業訓練、識字教育、教員の能力強化等における機会平等へ配慮した事業の事例の特定。	外務省 JICA
	<b>具体策4 【農業】</b>	復興のための農業・農村開発支援に男女共同参画の視点を組み込む。	〈指標1〉 計画策定における意思決定に女性が参加した好事例の特定と周知状況。 〈指標2〉 事業に女性の参加や配慮がなされた好事例の特定と周知状況。	外務省 JICA
	<b>具体策5 【生計支援、収入向上】</b>	復興にかかる生計・収入向上支援事業に男女共同参画の視点を組み込む。	〈指標1〉 計画策定における意思決定に女性が参加した好事例の特定と周知状況。 〈指標2〉 事業に女性の参加や配慮がなされた好事例の特定と周知状況。	外務省 JICA
	<b>具体策6 【インフラ整備】</b>	復興のためのインフラ整備に女性・女児の保護や男女共同参画の視点を組み込む。	〈指標1〉 計画策定及び実施への女性の参加確保及びその声の反映状況。 〈指標2〉 計画実施前のインパクト調査における男女別及び女性・女児への影響(事業地近隣での売買春の増大、HIV/AIDS・性感染症の拡大等)に基づく適切な対策・活動(性感染症予防教育等)の確認及び実施状況。	外務省 JICA

	<b>具体策7 【DDR-SSR】</b>	紛争後の元兵士（子ども兵を含む。）の武装解除において女性・女児のニーズに配慮する。除隊後の社会復帰を支援する事業に男女共同参画の視点を組み込む。	〈指標1〉我が国が関与する武装・動員解除の対象となった武装組織の女性・女児の人数・配置を示すデータの有無。 〈指標2〉我が国が関与する武器の回収や武装解除等を実施する要員の中で、女性をめぐる課題に関する研修を受けた者又は担当者の有無。 〈指標3〉元兵士の社会復帰事業において、女性・女児等の特定のニーズに配慮した事業の実施状況。	外務省 防衛省 JICA
	<b>具体策8 【司法制度支援】</b>	紛争後の司法改革を支援する事業に男女共同参画の視点を組み込む。	〈指標1〉紛争後において、我が国が関与する新たな制度づくり支援に女性への配慮がなされている事業の支援状況。 〈指標2〉法執行官や法務補助員等の育成（女性をめぐる課題に関する研修等）の支援状況。	外務省 JICA
<b>目標5</b>	人道復興支援の計画策定・実施に関する各組織が男女のバランスを考慮した人員配置や研修等、ジェンダー主流化の取組を実施し、性別に基づく暴力等からの保護の体制を整備することで、事業における男女共同参画の視点の導入を徹底する。			
	<b>具体策</b>	計画策定・実施の際に、男女共同参画の視点が組み込まれ、女性・女児等の保護を助成・委託先に至るまで確保。	〈指標1〉我が国の支援の受入団体、事業の委託先や受注業者等事業に関与するNGO、現地の団体、企業等の組織について、ジェンダー主流化等の仕組みを有するかどうか判別・推進するための対策状況。	外務省 JICA

## V. モニタリング・評価・見直しの枠組み

<b>大目標</b>	行動計画のモニタリング・評価・見直しを適切なタイミングで効果的に実施するための枠組みを構築し、行動計画を定期的に改定する。		
<b>意義と狙い</b>	<p>適切なモニタリング・評価を行うために、実施主体の経験を共有するとともに、各府省庁によって構成されるモニタリング作業部会と女性・平和・安全保障分野に十分な知識と経験のある専門家（市民社会及びNGO等の代表を含む、以下同じ）で構成される評価委員会が緊密に連携する。</p> <p>日本にとって初の行動計画であり、経年的に改善が見られたかどうかを重視して評価を行う。同時に、指標や目標そのものの妥当性についても評価する。</p> <p>行動計画の実施過程を通して、男女共同参画の視点に基づく政策・事業の企画・立案・実施の能力が高まるよう、関係機関の体制整備、意識付けを日々点検するとともに、好事例（グッド・プラクティス）を共有・蓄積する。これらに当たって、適切な措置を講じる。</p> <p>評価・見直しにおいては、行動計画策定の経緯を踏まえ、専門家の参加を確保する。また、安保理決議1325及び関連決議等の実施に向けた国際的な議論も踏まえる。</p>		
<b>目標1</b>	行動計画の実施状況の適切なモニタリングを行うための枠組みを整備する。		
	<b>具体策</b>	1 各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイント(中心となる担当部署)を設置する。 2 各府省庁のフォーカル・ポイントによって構成されるモニタリング作業部会（以下「作業部会」）を設置する（作業部会の事務局は外務省（総合外交政策局女性参画推進室）が務める。）。 3 外務省は、実施状況の年次報告書をWEB上に日本語と英語で公開する。	関係全府省庁
<b>目標2</b>	行動計画の実施状況を適切に評価するための枠組みを整備する。		
	<b>具体策</b>	1 評価委員会（以下「委員会」）を設置する（政府側の窓口は外務省（総合外交政策局女性参画推進室）が務める。）。 2 委員会は、女性・平和・安全保障の分野に十分な知識と経験のある専門家で構成される。市民社会及びNGO等を代表する委員の選任については、安保理決議1325号の趣旨に沿って活動している市民社会及びNGO等からの推薦も参考にする。 3 委員会は、窓口を通じ、各府省庁に対して、行動計画の実施状況に関して関連情報の提供を求めることができる。求めを受けた府省庁は、窓口を通じ、委員会に報告することができる。 4 委員会は、実施状況の年次報告書の草案について、作業部会の説明を踏まえ、意見を表明することができる。 5 専門家は、モニタリング・評価に必要な情報を委員会に提供することができる。 6 委員会は、行動計画の目標、具体的施策、指標の妥当性や実施の主な障害等を分析し、2回目の実施状況の年次報告書の完成後を目途に、行動計画の見直しの方向性を提言することができる。 7 政府は、女子差別撤廃条約や国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー（UPR）等の定期報告書において行動計画の実施状況を報告する。	関係全府省庁

<b>目標3</b>	3年後の改定に向けて行動計画の適切な見直しを行う。		
<b>具体策</b>	1 政府は、委員会の提言をも踏まえ行動計画の見直しを行う。 2 政府は、行動計画策定のプロセスを尊重し、必要に応じ専門家の意見を聞く等、見直しに当たり専門家の参加を確保する。 3 外務省は、本行動計画策定後、速やかに3年後の見直しのための作業スケジュールを公表する。		関係全府 省庁

(了)